

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所 〒

氏 名

電話番号

借受人との関係

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除を申請します。

借受人番号		借受人氏名	
資金の種類	入学準備金・就職準備金		
申請理由 ※該当番号に☑をつける	<input type="checkbox"/> 1 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において所定期間引き続き取得した資格が必要な業務に従事した <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった <input type="checkbox"/> 3 死亡又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還できなくなった <input type="checkbox"/> 4 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から5年以上経過した <input type="checkbox"/> 5 横浜市内等において、1年以上取得した資格が必要な業務に従事した		
申請内容	借入総額①		円
	返還済額②		円
	返還免除額	①－②－③＝	円

(注1) 添付書類については裏面をご確認ください。

(注2) 申請理由3～5については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご確認ください。

申請理由 1 及び 5 を選択された方は記入のこと

従事先①	施設名称		
	所在地	〒	TEL
	職 種		
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日まで / 現在まで (うち休職期間 年 月 日～ 年 月 日まで)	
求 職 期 間		年 月 日～ 年 月 日まで / 現在まで	
従事先②	施設名称		
	所在地	〒	TEL
	職 種		
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日まで / 現在まで (うち休職期間 年 月 日～ 年 月 日まで)	

(注3) 産休等休職期間について、雇用が継続されている場合は「従事期間」に含めて記入してください。

## 返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

### 〈返還免除について〉

横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 10 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、横浜市内において、取得した資格が必要な業務に、5 年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。）従事したとき。

ただし、横浜市内に居住している期間内においては、横浜市外で業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入するものとする。

(2) (1)に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 13 条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に規定する範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に 1 年以上従事したとき

返還の債務の額の一部

### 〈添付書類〉

- ①規則第 10 条第 1 項第 1 号に該当する者
  - ・業務従事届（様式第 11 号）
- ②規則第 10 条第 1 項第 2 号に該当する者
  - ・労働災害の認定を証明する書類
  - ・死亡届（様式第 13 号）
  - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 13 条第 1 項第 1 号に該当する者
  - ・死亡届（様式第 13 号）
  - ・死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 13 条第 1 項第 2 号に該当する者
  - ・当該事実を証明する書類
- ⑤規則第 13 条第 1 項第 3 号に該当する者
  - ・業務従事届（様式第 11 号）

### 〈留意事項〉

第 10 条第 1 項第 2 号でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。